別表電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）の項を削る。

別表に次のように加える。

一般放送の設備及び業務の届出に関する特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十四号）	第一条第一項、第二条第一項及び第三条第一項

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

○総務省令第八十二号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条第一項第四号及び同条第二項の規定に基づき、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令

（目的）

第一条　この省令は、基幹放送の業務に関する表現の自由享有基準に関して、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）の委任に基づく事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　申請者等　申請者（基幹放送の業務を行おうとする者をいう。以下同じ。）に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者をいう。

二　地上基幹放送事業者等　地上基幹放送事業者（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第一号に規定する地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者をいう。

三　衛星基幹放送事業者等　衛星基幹放送事業者（放送法施行規則第二条第二号に規定する衛星基幹放送事業者をいう。以下同じ。）に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者をいう。

四　認定放送持株会社　法第百六十条の認定放送持株会社をいう。

五　子会社　法第百五十八条に規定する子会社をいう。

六　放送衛星業務用の周波数　国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第三十号の規定に基づき我が国に割り当てられた十一・七ギガヘルツから十二・二ギガヘルツまでの放送衛星業務に使用される周波数

七　放送衛星業務用の周波数以外の周波数　前号の周波数を使用して行われる衛星基幹放送以外の衛星基幹放送に使用される周波数

八　トランスポンダ数　次に掲げる数を合計した数をいう。

イ　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第六章第二節に定める狭帯域伝送方式による放送については、各放送に係る一秒における伝送容量（誤り訂正等を含む。以下同じ。）又は一秒における基準伝送容量（使用する伝送容量が瞬間ごとに変動する場合において、基準となる伝送容量をいう。以下同じ。）をデジタル放送の標準方式第七十条第二項に定める伝送速度で除した数

ロ　デジタル放送の標準方式第六章第四節に定める高度狭帯域伝送方式による放送については、各放送に係る一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量をデジタル放送の標準方式第七十九条第二項に定める伝送速度で除した数

ハ　デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式による放送については、各放送に係る一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数（使用するシンボル数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるシンボル数をいう。以下同じ。）をデジタル放送の標準方式第五十二条第三項に定める通信速度で除した数

ニ　デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式による放送については、各放送に係る一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数をデジタル放送の標準方式第五十九条第三項に定める通信速度で除した数

ホ　イからニまでに掲げる伝送方式以外の伝送方式による放送については、当該イからニまでに掲げる方法に準ずる方法で算出した数

（地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）

第三条　申請者のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者に関し、法第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その地上基幹放送の業務が行われることにより、申請者が中波放送、短波放送又はコミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）十二のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）以外の超短波放送による地上基幹放送の業務（四以下に限る。）に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者となる場合

二　その地上基幹放送の業務が行われることにより、申請者が中波放送、短波放送若しくはコミュニティ放送以外の超短波放送による地上基幹放送の業務（四以下に限る。）又はコミュニティ放送による地上基幹放送の業務に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者及びテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る同号イからハまでに掲げる者となる場合

三　隣接して連続する複数の放送対象地域（以下「連続放送対象地域」という。）のうちの一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（県域放送（放送法施行規則別表第五号（注）十一の県域放送をいう。）であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする場合であって、その地上基幹放送の業務が行われることにより、連続放送対象地域の各放送対象地域（申請者がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行おうとする放送対象地域を除く。）においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。以下同じ。）以外の基幹放送事業者（以下単に「基幹放送事業者」という。）（各放送対象地域ごとに一の基幹放送事業者に限る。以下この号及び第三項第二号において「特別基幹放送事業者」という。）の各々と申請者との間で、申請者が次に掲げるいずれかに該当する者となる場合（当該申請者及び特別基幹放送事業者に係る放送対象地域からなる連続放送対象地域が、当該連続放送対象地域のうちの一の放送対象地域に当該連続放送対象地域の他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合又は当該位置関係と同程度に地域的関連性が密接であるものとして総務大臣が告示する地域に該当する場合に限る。）

イ　特別基幹放送事業者の地上基幹放送の業務に係る法第九十三条第一項第四号イに掲げる者

ロ　二の基幹放送事業者の間においていずれか一方が他方の議決権の五分の一以上を有する関係又はいずれか一方の議決権の五分の一以上を保有される関係（以下「議決権の保有関係」という。）を特別基幹放送事業者との間において有する者

ハ　特別基幹放送事業者と議決権の保有関係を通じて連鎖関係にある一又は二以上の特別基幹放送事業者が介在することとなる者

四　特定地上基幹放送事業者がその行う地上基幹放送の業務に係る放送対象地域において自己に属する他の特定地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみにより地上基幹放送の業務を行う場合